

大蔵委員會議録 第四号

昭和二十九年十二月四日(土曜日)
午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事大平 正芳君 理事黒金 泰美君

理事吉米地英俊君 理事内藤 友明君

理事坊 秀男君 理事久保田鶴松君

理事井上 良二君

有田 二郎君 生田 宏一君

植木庚子郎君 大上 司君

宮原幸三郎君 三和 精一君

宇都宮徳馬君 加藤 高藏君

島村 一郎君 藤枝 泉介君

小川 豊明君 柴田 義男君

中村 英男君 春日 一幸君

川島 金次君 平岡忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 米治君

大蔵事務官 正示啓次郎君

(主計局長) 村上孝太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 渡辺喜久造君

(主税局長) 小倉 武一君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

大蔵事務官(大蔵官房日本専売公社監理官) 宮川新一郎君

大蔵事務官(管財局長) 窪谷 直光君

(大蔵事務官(為替局長) 東条 猛猪君

国税庁長官 平田敬一郎君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

十二月四日
委員山口六郎次君辞任につき、その補欠として有田二郎君が議長の指名で委員に選任された。

十二月四日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出、衆法第一二二号)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内藤友明君外二十三名提出、衆法第一四四号)

外資に関する法律の一部を改正する法律案(柴田義男君外百三十二名提出、衆法第一二二号)

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外百三十二名提出、衆法第一三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出、第十九回国会衆法第四七号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第五号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

十二月四日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出、衆法第一二二号)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内藤友明君外二十三名提出、衆法第一四四号)

外資に関する法律の一部を改正する法律案(柴田義男君外百三十二名提出、衆法第一二二号)

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外百三十二名提出、衆法第一三三三号)

税制に関する件

専売事業に関する件

○内藤委員長代理 これより會議を開きます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。

井上良二君。

○井上委員 政府提案の交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案中、警察費の是正に伴う経費

について、新しく地方交付税を変更しよう、こういうことでございすが、この内容について資料をいただいたのでありますが、この点を一応御説明願いたいと思います。

○正示政府委員

お手元にお配りいたしました交付税特別会計法の改正を必要といたしまして至りました警察費の是正に伴う経費の増加に関する資料につきまして御説明申し上げます。

御承知の通りに、先般国会におきまして警察制度の改正に関する法律案が成立をいたしました。従来の国家地方警察と自治体警察が解消されまして、府県警察の組織に一元化されたのであります。これが、これに作られて、国家地方警察に必要でありました国の経費並びに自治体警察のために従来市町村財政において支弁して参りましたものが、合せて府県の警察を支弁することに相なつたのであります。

ましては、従来の実績等から勘案いたしました、お手元に配りました通りに、その資料のまん中の欄に既定額といふのがございすが、合計で二百四十九億八千五百万円というものを新しく財源措置をいたしましたのであります。

かかるに本制度の改正につきまして、当時国会におかれましては、警察費の算定につきまして過小の見積りがあるという点が御指摘になつておつたのであります。そこで政府といたしましては、ただちに大蔵省、自治庁、警察庁三者共同の実態調査をいたしました結果、この算定につきまして一部算定漏

れ等を認めましたので、今回これを変更いたすことにいたしました。その結果修正額——この既定額の左の欄にございすが、修正額というものを認めまして、これに必要な財源措置を講じたのであります。

修正額につきまして一番上の「1、制度改正に伴う増減額」、その次に「2」といたしまして、給与費等道府県単独負担の分、これが既定額において二百一億四千九百万円でありましたのを、今回の改正におきましては二百五十五億六千七百万円、差引五十四億一千八百万円が増加になつております。このうち特別待命者の退職手当が八億一千二百万円含まれておるわけでございすが、

次に「3」の給与調整手当でございすが、これは既定額におきましては八億二千万円を見積つておりましたが、実際には五億一千万円より多いわけでございます。これは逆に三億一千万円の減少に相なつておるのであります。

第三に警察行政費、これは国庫補助金を併り分でございますが、既定額におきましては三十七億四千八百万円でございますが、修正額におきましては四十二億二千万円、差引四億五千四百万円が増加に相なつております。

以上が制度改正に伴う増減でございます。その合計におきまして既定額二百四十七億一千七百万円が三百二億七千九百万円、差引五十五億六千二百万円が増になつておりますが、これは御承知の通りに交付税を配付いたさな

い、いわゆる富裕団体の分も含んでおられますので、このうち交付税を配付いたしましたところの、いわゆる交付団体分は四十一億二千三百万円というところに相なっております。

次に、第二の行政整理に伴う増減額でございますが、これは既定額におきましては、まず「イ」の普通行政費等の不要額を十億二千九百万円の減少と見ておつたのでありますが、現実には二億六千九百万円の減でございましたので、差引七億六千万円の増加に相なっております。次は「ロ」の退職手当及び恩給費の所要額でございますが、これは既定額におきまして十二億九千七百万円と算定をいたしましたのでございまして、現実には五億九千九百万円でまかなつております。従いまして、これは逆に六億九千九百万円の減少に相なつております。この行政整理に伴う増減額の合計額は、既定額二億六千八百八百万円に對しまして、三億三千九百万円でございます。全国的に六千二百百万円の増でございますが、これもまた交付団体の分は四千六百万円でございます。

以上の、制度改正に伴う増減並びに行政整理に伴う増減を合計いたしましたので、既定額二百四十九億八千五百万円が、三百六億九百万円と修正をされました。その結果五十六億二千四百百万円の増に相なるとでございますが、このうち交付団体の分は四十一億六千九百万円でございます。これに對しまする財源措置でございますが、いわゆる国庫補助金といたしまして当初十八億七千四百百万円を措置いたしましたのを、今回二億二千七百万円増加計上いたしましたために、二十一億九百万円となり、このうち交付団体の分が一億六

千九百万円と相なりました。

それからそのほか交付税におきまして、当初二百三十一億一千九百万円にございましたのを、二百八十八億八百万円と算定をいたしましたので、差引五十三億九千七百九百万円増加いたしました。このうち交付団体の分が四十億といたしましては、この四十億の交付税の総額に關しまして、先般当委員会において御審議をお願いいたしましたように、交付税特別会計法におきまして所要の改正をお願いいたしましたような次第であります。

○井上委員 問題はこの新しく生じて参りました交付税の交付額の四十億の問題でございますが、この四十億といふのは三十年及び三十一年に地方にそれぞれ交付します交付税でないかと考へますが、今回これを三十年、三十一年度に支払います分を、二十九年度に繰上げ支給をしておる措置を講じておるようであります。

「内藤委員長代理退席、委員長着席」

そうしますと、三十年及び三十一年度の交付税については、どういふ措置をおとりになつておりますか、その点をお聞かせたい。

○正示政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り、従来の平衡交付金制度が二十九年度以来、交付税制度に根本的に切りかえられたのであります。しかしながら、二十九年度は初年度でございますので、最初にこの交付税の算定をいたします場合に、従来の平衡交付金方式の場合と大体同じような算定をいたしまして、まず地方財政計画のうちで、いわゆる交付団体の分がどのくらいであるかということ

算定をいたしましたので、この交付税をもつて財源措置をすべき額をきめまして、これを所得税、法人税、酒税について一定の率を求めたのであります。その結果、まず酒税につきまして二〇％という率をきめまして、所得税と法人税につきましてはそれぞれ一九・六六％、これは非常に端数のある変な率でございますが、そういう暫定率を設けまして二十九年度の交付税の千二百十六億を算定いたしましたのであります。しかるにただいま申し上げましたように、警察費につきまして財源措置の不足があるといふことでございまして、すみやかに実態を調査いたしまして算定がえをしまして、四十億という交付税の増額の提案を申し上げたのであります。一方歳入の面でございますが、これまで今回提案をいたしましたような補正予算におきまして、法人税の税率の見積りが、上半期の実績に徴しまして、百五十億の増収を計上することが確實に見込まれるということに相なりましたので、これを自然増収として計上いたしましたのであります。そこでただいま申し上げました警察費の不足額を百五十億円の自然増収、その他の財源をもつてまかなうわけでありまして、交付税の対象になるのは法人税だけでございまして、法人税に對しまして従来の一九・六六％をもつて算定いたしますと、大体三十億という数字が出て参るのであります。たゞ警察費の不足のうち三十億は経常的な経費であります。十億は先ほど申し上げましたように待命職員の退職金といふような臨時的な経費でございます。そこで政府の部内におきましては、この際交付税の率は改定することなく、

自然増収に對する従来の率で算定して三十億を計上し、その他の十億は臨時の補給という形で計上すべきであるといふふうな意見もございましたが、二十九年度の一九・六六％というこの率は、最初申し上げましたように、きわめて暫定的な率でございまして、きわめて暫定的な率で二十九年度限り改訂をするといふことは、さして議論の余地もないのではないかと判断に基きまして、今申し上げました経常的な不足三十億に、臨時的な不足十億を合せまして四十億円を、自然増収を見込んだ法人税並びに従来の見込みの所得税等の間に率を求めまして、その結果一九・八七四％という、これもまた端数のある変な数字でございますが、暫定的な率に改訂することにしたのであります。御提案を申し上げておる次第であります。従いまして三十年度の交付税の額には何らの影響もありません。ただその率にも影響はありません。ただその率を改訂いたしました結果、三十一年度におきまして決算的に地方に交付される金額は、この率の改訂額だけは増加いたしますことと相なるのであります。

○井上委員 次に伺いますのは譲与税の配付金の問題であります。御承知の通り、前国会で入場税の税率を政府提案から引下げまして、本院を通過したのであります。この入場税率の引下げによりまして減収は、譲与税の場合において、一体これがどういふふうな増減となつて現れておるかといふことをいつて伺いたいと思つております。私も、当初政府原案による分と、その後本委員会が修正いたしました税率によりまして分と比較いたしますと、地方への譲与税としての減収額は、大体六

十億前後になりはせぬかといふことをわれ／＼は計算しておるのであります。が、さういふ手荒い減収にはならぬといふことでございまいしょうか。この税率の変更に伴います譲与税の増減の見込み額について御説明をお願いしたいのであります。

○渡辺政府委員 税の關係について私からお答えいたします。政府原案におきましては、御承知のように、百九十二億で一応予算を組みまして、その一割相当部分を特別会計から一般会計の方へ繰入れる。従いまして百九十二億から十九億を差引きました百七十三億円、そういう案で行つたわけでございます。その後国会の方で税率の引下げの問題が起つて、これによつて減収になるからぬか、ぜひいふん／＼／＼當委員会でも御議論があつたことだと思つて、われ／＼の方はこれで相當大きな減収になるのじやないかといふことを、一応われ／＼の意見として申し上げたわけでございますが、いやこれによつても減収にならぬという御意見のあつたことも事実でございます。その後におきまして、一つは施行が遅れた五月十八日から施行されたわけでございますが、その五月十八日に国税に切りかわるその間におきましては、地方税としてそれが入つておつた、そういうことを考えましたので、とにかく百七十三億入場税として一応地方財政の方には確保すべきだ、これをまず最初の命題に立てまして、同時に今申しました施行が遅れた、その施行の遅れた期間は地方財政の方に従来の形で入場税が入つて行くから、それは百七十三億の方から減らしていいじやないか、結局百五十五億という金額、こ

これは少くとも地方に確保しないと地方財政計画が成り立たない、こういうことになりまして、地方入場税の収収の結果がどうあると、とにかく百五十億だけは地方財政に確保できる、こういう措置を——譲与税の方で国会修正でやり置いたが、一応措置を願ったわけでありまして、従いまして入場税の収入が百五十億を越えなければ、あるいは百五十億確保できずすれば、国の方から特に措置することはないのであります、国の方から特別会計の方へ繰入れましてそれだけ確保する、こういう措置になりつております。施行の結果を見ても、御質問で私がお答えしたところでございますが、人員とか金額におきましては相当の増加を示しておりますが、何と申しまして税率の引下げの効果が相当強く響いております。従いまして、なか／＼月十億の線が確保できない、少くとも今までにおいてはちよつとそれを切る、十月におきましては十億をちよつと越えましたが、そういうような姿であります。この正月がどんな結果になりますか、これが実は例年の例を見まして、例月とかなり大きく違った数字を出しております。九箇月半ということになるのですが、正月が実は普通の月であります。そこでもう少しこの正月の姿を見せんと、われわれの方も実は正直な話、しつかりした見通しをつかないわけでありまして、そこでとにかくこの際としまして、三十五億だけ一般会計から繰入れておいたかどうか、こういう実は見通しを立てまして、そうすると入場税が百二十億という問題になるのでございます

が、この点につきましては実はもう少し参りませんと、私の方もはつきりした見通しはつきかねます。ただ借入金制度などいろいろございまして、百五十億を譲与税として配付するにつきますのは、支障のないような施策を一応講じてあるつもりであります。

○有田(二)委員 関連……主税局長と主計局長にお尋ねいたしますが、今入場税の問題ですが、あれは義務教育費国庫負担法から出て参りまして、東京都が四十億、大阪府が二十六億六千万、神奈川県が数億を出して、そういうアンバランスを是正するために、入場税が国税移管になったのであります、入場税問題が地方税の当時にはなか／＼いろいろ問題があつたので、地方税で完全にとれておつた税金とは私は考えていないので、従いましてこの五月から国税にかわりました、その運営については主税局なり国税庁の方で十分手心を加えておやりになつておるといふように、われ／＼も仄聞いたしております。この入場税が国税移管になりました、そうして義務教育費国庫負担法によるこの問題の数字がどのようになつておるか、今一部御説明があらましかつたけれども、この義務教育費国庫負担法による、東京、大阪その他に特別に行つておつた金が、今度はこれによつてどのように数字的にアンバランスがなくなつておるかという点の、詳しい御説明が願えれば幸いでありまして。

をやらなくていいじやないか、それによつて一応国の財政を小さくしようと努力したじやないか、それができないので入場税を国の方へ移し、それを人口割で配ることをそのかわりにやつたわけだ、それで義務教育費をああいふににした場合、入場税の場合と、どつちが国のふところとして改善されたことになるか、そういう御質問だと思いますが、結局義務教育費国庫負担を、そういうふうな一部削減するといふ前提に立つた場合の問題が一つあります。もう一つは、入場税を現行のうちに全部渡して、入場税の方でもつてそのかわりの措置をした、その二つでどつちが国が云々、ということじやないかと思ひます。実はこれはなか／＼計算がむずかしいでございますし、今実はちよつと手元に資料がないのですが、大体の考え方としてはこういうことが言えると思ひます。結局入場税の税率が下り、従いまして税収が非常に減つたといふことで、国、地方を通じての税の入り方がそれだけ減つたわけでございます。ところが地方の方に對しましては、先ほど言ひましたように、従来と同じ程度の税収を確保する。そうすると税率の減つただけは結局国の方に全部しわが寄つておるわけでありまして。その額と、義務教育費国庫負担を東京、大阪で切つた場合と、一体どれだけどうなるという問題になるのだと思ひますが、われ／＼の方でもつて、その場合に入場税が大阪にあつた、東京にあつたといふことによりまして、あつた額と、現在のように人口割でわけた場合とで、それだけ東京の入り方が減つた分——これをわれわれはロス率と呼んでおります。要する

に富裕府県にそれだけ余分に行つておるのではないかと一観念で、一応ロス率と言つておりますが、その額は東京都におきましては二割八分、大阪においては二割三分——私が御説明申し上げておりました、有田委員がこういうことを知りたいという数字的な御説明は実はちよつといたしかねるのでございまして、これはお話の趣旨をもう少しよく聞きまして、別途数字的にはじき出してみることをひとつお許し願ひたいと思ひます。実はいろいろな關係が相当ごちや／＼になつておる問題もございまして、今ここですぐ数字的に御満足の行くような御説明を申し上げることはちよつとお許し願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 主計局長に伺ひますが、地方税の税率の下りなかつた当時の入場税の実際の全国的な収入と、税率が下りましてからの今の予定額では、どのくらい減収になりますか。実際地方税では、入場税の税金がその完全には入つていないのです。従いまして国の予定では、あるいは百九十二億とか、百七十億とかいう予定があつても、現実地方税に入つた当時は、はたしてそれだけの税収があつたのかどうか。同時に国税になつてから入場税の税率を引下げましたけれども、それによる収入とそう大した開きがないのではないかと私は思ふのです、ひとつ御意見を承りたい。

○渡辺政府委員 私の方から便宜申し上げさせていただきます。地方財政計画で見ます歳入の数字と、実際の決算の数字とのお話をございしますが、これはあつたとき議論になりました入場税、遊興飲食税の二つ——遊興飲食税の方は毎年の例ですが、一応当時の予算額に比へまして、決算の方はお話のように、相当歳入の率が落ちておるのであります。入場税の方は、全国的に見ますと、割合に予算の額だけとれておりまして、国税に移しまして、大分いろいろの違いが出て来たのではないかと、いうことですが、これは実はお話の通りでございます。あの当時申し上げたと思ひますが、東京の中央地区のようなどころは、地方税時から割合まともに税金が納まつておりました、従いましてこれが国税にかわりました、そのことによつてあまり大きな変化はありませんでした。ただ東京におきまして、周辺地区になりますと、必ずしもそうではない。府県によりましてそれが相当大きく違いが出て来ております。井上委員に前回御説明申し上げたのですから、先ほどはちよつと省略していただきましたが、人員と入場料金が両方とも大体五割程度はふえております。ところが税率はあの当時は普通全部五割でありまして、純音楽とか純何とかいう幾つかのものには二割の税率のものもありまして、実際の税率といたしまして四割九分といふことになつておりました。最近のものは、実績を調べてみますと二割二分七、八厘、従いまして金額的につかまえておる金額は相当ふえたのであります、その税率が半分以下に減つた、これは平均税率であります。そのことのゆえによりまして、歳入がやはりおのづから減らざるを得なかつた、こういう結論になつておるようでありまして。

○有田(二)委員 希望だけ言つておきます。国税庁長官にお願いしたいので

すが、あのときも長官のお話があつた通りに、地方の興行主その他との摩擦も考慮に入れて、入場税は一年間くらいはそうせつかにやらないというお話でありましたが、来年の五月以降は完全におとりになることはけつこうですが、摩擦のないように希望いたします、私の関連質問を終わります。

○井上委員 ただいまの説明を聞きまして、入場税を地方税から国税に吸い上げて、これを護手税に切りかえるというところによつて、地方財政にもさほど大きな変動を与えないし、かつ不均衡を是正することができるということ、この法律案が政府提案で出て来た。ところが減収のあとがはなはだ大きいですね。政府は最初説明をされたときは、国税にいたしまして税率を下れば相当入場者もふえる、従つて税収の上においては地方税に置いておつたときよりも決して減収にはならぬ、こういう説明を政府みずからしておる。またわれ／＼は当時さうなことに相ならぬということからこの国税移管に反対をいたしたものでございまして、国税に移管をして多数の力においてこの税率が引下げられ、そして実施した約五、六箇月の実績を見、さらに一昨年一月の増収を予想しておるようでありませうけれども、おそらく一月には一割か二割くらい増収になりまして、そんなに大きくふくれ上ることはあり得ないと考えます。そういたしますと、この年度間において全体が百億から百十億という収入が予定されるのではないかとわれ／＼は見込んでおります。ただいまあなたの御説明によると、ここに地方税として地方に交付する譲与税は百五十五億を予定し

なければならぬ。そうしますと、ここに約四、五十億というものの穴が現実にも明くわけですね。これはまづたく政府の税制じりの欠陥がここに現われていて、ことをお考えになりませんか。政府みずから不均衡を是正して地方に迷惑をかけないようにするということであつたやありませんか。それが逆に一般会計から繰入れなければならぬ状態になつていて、じやありませんか。一体このずさんなやり方をどうお考えになりますか。われ／＼は当時かくのごときことにならぬということを指摘して、この案の撤回方を要求した。しかるに政府は強引にこれを押し切ろうとした。それに協力したのは与党です。そしてこれに協力した興連が問題を起こしている。忌まわしい事件さへ起つてゐるのです。一体かような醜態を演じた責任をどうするのです。大蔵政務次官はこの事態をどう考えになりますか。どう責任をおとりになりますか。

○山本政府委員 当初入場税を地方税から国税に移管するという場合に、従来の地方税当時におきましては十分に徴収されてなかつたというところは認められる、従つて国税に移管した場合に、若干税率を下げても従来同様の収入があるだろうというところは確かに言われておつたのでございまして、国会におきましてこの問題が、四月になりました。予算通過後もまだこの法案が通らなくて非常にもんだことは御承知の通りであります。そのもみにもみ上げた結果予想以上に税率を下げて、それから期間も非常に遅れました。こういうことによりまして予想しなかつた状態ができたのでございまして、一般的にいわれた国税に移管したなら

ば、少し税率を下げてでも従来と同じ程度の税収があるだろうということには今でもかわりはないと思つております。

○井上委員 私はそういう経過的なことを聞いておるのじやありません。要するに、かくのごとき事態に至つた責任をどうするかということですね。問題は政府みずからさういふことにならぬ、最も税の公正を期す、みずから不均衡を是正するといふことでこれをやられたのです。結果的には地方に大きな財政的負担を負ふことになるじやありませんか。一方においては税収はそれだけ入らぬといふことになりませうれば、国庫からそれだけの負担をしなければならぬといふことが現実に出づつておるじやありませんか。この責任をどうするかというのを私は聞いてゐるので

○山本政府委員 いろいろ経過で時局が遅れ、税率が減りました結果、地方に對しまして百五十五億五千万円は今年度限り補償する、こういう措置がとつてございまして、それに対して不足するであろう金額は、今度の補正予算に計上しておるわけでございますから、政府はこれに對する十分な措置をとつておると思つております。

○井上委員 それは予算的措置であつて、政府の責任はちつとも感じておりません。あなた個人の金を出したわけではない。大蔵大臣個人の金を出したわけでもない。これによるところの不足は一般会計から繰入れられることになる。一般会計から繰入れられるのは国民の負担です。政府の施策よろしきを得ない結果不当な負担が国民にかかつてゐることをあなたはお考えになり

ませんか。そんなべらぼうなことをして、おいて、予算を組みかえたいいいじやないかといふことで事が済みますか。

○山本政府委員 今回補助しました三十五億は国の税金でございまして、また一方映画を見たりする方の負担は軽くなつております。

〔発言する者多し〕

○千葉委員 静肅に願ひます。

○井上委員 そういたしますと、大体これから先の国民経済の動向にもこれは重大な関係を持つて来ますが、大抵今日立つておられます政治的な諸勢力の一つの方針は、依然としてデフレを強行して行くといふ一つの政策が打出されておる、これを一般は支持して行かなければならぬといふ一つの動向が現われておる。そういう一つの経済の動向を見通しました場合、特に入場税のごとき経済に非常に左右されます税収におきましては、この経済の動向に合致し得る計画が立てられなければならぬ。そうなつて参りますと、ただいまはさうなことで補正予算その他でつじつまを合することは終りました。来年度は一体どういたすのであります。来年度はこの一年間の実績に基いて、やむにやまれぬから一般会計からその点を補填いたすつもりであります。それともまた税率を改正する方針でありますか。どういふ処置をおとりになるつもりでありますか。それを伺ひます。

〔委員長退席、坊委員長代理着席〕

○渡辺政府委員 便宜私からお答えさせていただきますが、井上さんの言葉ではございまして、興行収入といふものはデフレの影響を受け方が一番軽いといひます。一番受けにくいもののじやないだろうかといふ意味におきまして、われ／＼は入場税の収入がデフレのゆえに非常に大きく減るといふふうには実に思つておりません。ただいづれに比しまして税率の引下げが一番大きく響いておると思ひますが、ある程度減収になつて来てる。従つてその度減収以降どうするか、この問題につきましましては、税率をもう少し元にもどすかといふ意見も実は中にございます。しかし現行の税率自身も前の五割といふことを前提として考えますと、ずいぶん低いわけでございますが、しかし現実的に考えればさうべらぼうに低い税率でないかもしれません。従つてその場合におきましては、別途やはり地方財政の方に對しましては、それによつて特別なマイナスを生じないような措置は講じなければならぬ。税率の方で収入を確保するように考えて参ります。あるいは他の方法によつてそれをまかなうようにいたします。か、実は目下内部的に検討しておりますので、結論としましてはもう少しお待ちを願ひたいと思ひます。

○井上委員 もう一点。ただいまの御説明によると、まだ来年度の譲与税に關する入場税をどうするかという問題について、検討中であるというお話でございまして、大体一度下げました税率を引上げるということは、なかなかこれは困難であらうとわれ／＼は考えます。国の立つておられます平和的な文化国家をつくるという国是に照らして、入場税のごときは全廃をするという方向を打出すことが、当然とられなければならぬことでありまして、かよ

○渡辺政府委員 先ほど私もちよつとお答えするのに間違つた点がありますから、それだけ補正させていただきます。と申しますのは、明年度以降におきましては、政府の当初の提案は交付税の率が三税にわたりまして二割高と

数ございますが、時間の関係で省略をいたしました。ただ一つ農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、これに対して附帯決議案を上程いたしました。

○坊委員長代理 次に国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案を議題として質疑を続行いたします。

び第三項の規定は、前項の規定に

当該過納額については、左の各号

二 地方公共団体等がこの法律施行前から引き続き炭鉱医療施設の貸付を受けているときは、当該過納額は、この法律施行後支払うべき貸付料に充当する。

三 地方公共団体等がこの法律施行後当該貸付に係る炭鉱医療施設の譲渡を受けた場合において、当該過納額を前号の規定により充当しなお残額があるときは、これをその支払代金に充当する。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案につきましては、質疑も大體尽されましたので、この程度にて質疑を打ち切られんことを望みます。

○坊委員長代理 ただいまの内藤君の動議に御異議はありますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坊委員長代理 異議なきものと認めます。よつて本法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

本案に対しては、大平正芳君より修正案が委員長の手元まで提出されておりますので、この際修正案の提出者より趣旨弁明を聴取いたします。大平正芳君。

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案に対する修正案

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案の一部を次のように修正する。

第一条中「政令の定めるところにより、時価からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けるもの

とする。」を「主として炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため、時価からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十九条及び第三十条の規定は、前項の規定により炭鉱医療施設の譲渡又は貸付をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九条中「売却」とあるのは「譲渡又は貸付」と、「買受人」とあるのは「譲渡又は貸付を受けた者」と、同法第三十条中「売却」とあるのは「譲渡又は貸付」と読み替えるものとする。

第二条第二項中（昭和二十三年法律第七十三号）を削る。
附則第一項から第三項までを次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定中貸付に係る部分は、昭和二十九年四月一日以降の貸付について適用する。

2 炭鉱医療施設でこの法律施行前に国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の規定により地方公共団体が譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの二割に相当する額の債務を免除することができる。

3 炭鉱医療施設で地方公共団体等が公団から譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの六割に相当する額の債務を免除することができる。

当する額の債務を免除することができる。
附則第四項及び第五項を削る。

○大平委員 ただいま議題となりました法律案に対する修正案の趣旨弁明を行いたいと思います。修正案の案文はお手元に印刷して差上げてございますから、この際朗読を省略させていただきます。

修正の要点を申し上げますと、第一点は第一条の修正でございます。これはこの法案の目的を明確にいたしまして、炭鉱医療施設の譲渡または貸付を受けたものをして、その施設を炭鉱医療施設の用途に供することを義務づける、従つて他の用途に転用したり、また転売したりすることを避けたいというところでございます。

第二点は、附則に関するものでございまして、原案では法律上または事実上の既成事実をつくつこととなり、適切とは考えられませんので、この法律案が成立いたしました場合において、この法律施行前に公団から譲渡を受けたものと、この法律の規定により減額譲渡を受けたものとの間の権衡を考慮し、その法律施行前に譲渡を受けたものの買受代金にかかる債務のうち、この法律施行の日以降支払い期日の到来いたしますものにつきまして、軽減措置を講ずるものであります。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げますが、何とぞ御賛成あらんことを望みます。

○坊委員長代理 これにて修正案の趣旨弁明は終了しました。本修正案について何か御発言はございませんか。

別に御発言もないようでありますからお諮りいたしますが、本案及び修正案につきましても討論を省略してただちに採決いたしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坊委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論を省略してただちに採決いたします。

まず大平君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま議決されました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本法案は全会一致をもつて大平君提出の修正案のごとく修正議決いたしました。

○坊委員長代理 次に、本日当委員会に審査を付託されました昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題として審査に入ります。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。内藤友明君。

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者がその生産した昭和二十九年産の米穀を政府に売り渡した場合において、当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額が早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十九年分又は昭和三十年分の所得の計算上、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条に規定する総収入金額に算入しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○内藤委員 本法案は、現下の食糧事情にかんがみまして、前年来引続きまして供出米の奨励金について免税の措置をとろうとするのであります。皆さん全員の御提出でありますので、すみやかに御決定願いたいと思うのであります。

○坊委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。引続き質疑に入ります。井上良二君。

○井上委員 この際本法案に関連いたしました政府当局の方に質問をいたしたいと思いますが、ただいま説明されました昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案、この法律案によりまして、本年の早期供出奨励金、それから超過供出奨励金、これに相当する部分について所得税を免税しようというのであります。この超過供出奨励金、それから早期供出奨励金に該当いたします全体の農業所得は当局ではど

のくらしいと抑えておりますか。そうしてその税の免税額はどのくらしいの金額を予想しておりますか。これは本年の収穫とにらみ合せて政府の早期供出の石数と超過供出の石数とを予想して、大体計数を出されておると思いますが、御説明をお願いしたいと思います。

○渡辺政府委員 超過供出の大体現在予想されております奨励金の額が七十億、それから早期供出奨励金の関係が六十億、これの關係におきまして大体百三十億というのが奨励金の総額でございます。従いましてこの二つを減免いたします場合の税収の減でございますが、二十億ないし三十億、これは上積み税率になりますから、どういふことになりましか、正確な計算はちよつと今持ち合せがございません。二十億ないし三十億の負担、ただ本年の予算にすぐ響きます額は一部でございます。実は一部は特に超過供出などは来年になりまして農業者のふところに入つて参ります。これはむしろ来年度の予算の際にそれを頭に入れて計算すべきである、こういうふうに考えます。

○井上委員 昨年度はどうなつておりますか。

○渡辺政府委員 昨年度はただいま申し上げました百三十億に相当する金額が四百三十億、それから税額にしまして六十億程度と存じます。

○井上委員 その数字はどういう根拠から出しておりましたか。私も昨年の米の作柄と、今年の米の作柄とは大分違ひ。今年の作柄は非常に悪く、昨年の作柄は数字の上では非常によいという結果が出ておるのでございますが、どういふ根拠でそういうことになつておりますか。

○渡辺政府委員 昨年からのいふ、そういう議論があつたのでありますが、本来超過供出は井上さん御承知のように、大体出し得るマキシマムの分量を一応きめて、それ以上出したものを超過供出というの、超過供出の本来の性格ではないかと思ひます。昨年におきましては供出量は幾ら、そのうち義務供出量は幾ら、超過供出量は幾らというふうな話になりました、供出可能量と思われまゝ額に比べて、超過供出の量というのが非常に多かつたのであります。それから同時に超過供出奨励金の額自身も、昨年は相当な額になつたわけでありまゝ。そういう関係から本年におきましては大部分正されまして、超過供出の出す量も減らし、同時に金額も大分減りました。そういうふうな關係からしまして、現在農林省で予想しております数量を前提として計算しますと、先ほど申し上げましたような数字になるわけでありまゝ。

○井上委員 ちよつと私の頭が悪いのかもしませんが、ただいま説明しておられますことで、どうも数学的にはつきりいたしません。と言ひますのは、今年政府は早期供出奨励金を出しまして買入れます石数の大体の予想は、千二、三百万石じやないかと私は想定している。そうして超過供出は少くとも二、三百万石を予想しているのではないかと思ひます。その早期供出奨励金に該當する千二、三百万石と、それから超過供出に該當する二、三百万石とを考へまして、所得にかけますと、そんなに低い数字ではないと見ています。その、そんなに低い数字を押へておるのですか。

○渡辺政府委員 超過供出の量と、それから早期供出の量は大体井上先生のおつしやつた程度の数字をわれ／＼は基礎数字としております。一応この点を御注意願ひたいと思ひますが、昨年の超過供出奨励金の額は一石当り二千七百円でございます。今年はそれが千二百八十円に一応減額されております。それから早場米の奨励金は大体昨年通りでございます。ただこれが数量的に一応時期が繰上つております。しかし大体見ております数字は、井上先生のおつしやいました三百万石程度、われ／＼の方は二百七十六万石、大体三百万石程度というふうな計算はしております。御疑問の点は、主としてその一石あたりの超過供出の奨励金、一部基本米価に入つたというところでありまゝが、相当減額になつていふところ、大きな原因があるのじやないか、かように考へております。

○井上委員 この際ついでに伺ひますが、本年度の全体の農業所得の税収はどのくらしいを見込んでおりますか。そのうち主食の米麦等による所得はどのくらしいに押えておりますか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○渡辺政府委員 当初予算で見込みました農業所得の額は八十億程度でございます。その後基本米価が相当上つたといふことが主たる原因で、百三十億程度くらいになるのじやないだらうかといふふうに思つておりますが、これはもう少し検討を加へる必要がある、こゝろ思ひます。五十億くらいふえたわけでは。

○井上委員 これは農業全体の総合所得ですか。

○渡辺政府委員 農業全体です。

○井上委員 昨年はどうなつていますか。

○渡辺政府委員 昨年は、御承知のように、災害で非常に減りましたもので、四十五億です。

○井上委員 そこで、ただいま御説明をいただきました昨年度の農業所得と本年度の農業所得を比べてみますと、大体昨年と比べてことは倍以上に飛び上つており、はなはだしきは三倍に上つておることが予想されるのであります。この内容は、御承知の通り、本年は全体的に霜冷害その他減収になる要素がなく、大体平年作であるといふことがいわれておることでもあります。が、それよりも、昨年は、御承知の通り、超過供出奨励金、早場奨励金のほかに完遂奨励金が八百円ありまして、その完遂奨励金八百円が免税になつておる。ところが本年度は完遂奨励金をやめてしまつて、その八百円をそのまゝ基本米価へ繰入れておる。こういうことから総合所得が非常に大きくなつて来ておることの事実をわれ／＼見のがすわけに行きません。

そこで提案者に何うのであります。が、この昨年の行われておりました完遂奨励金は、一体どういふわけのことしはこの特例案に除いたのですか。これはやむを得ずはおかひりして行こうといふのですか。

も、政府並びにその他の人の話によりますと、その税金の部分だけは基本米価で二百円上げたのであるからという説明でありましたので、涙をのんで八百円の問題は引下つたことになつております。

○井上委員 提案者が政府当局の御心中を察して、せつかく最初考えました案を修正いたしまして、ただいま説明されたような法案で提案をされておりますが、しかしかりにこの法案通り国会を通過するといひましても、現実には農家の負担は昨年の三倍に上るのでありますから、この点に對して徹底的に考慮を払ひまさんと、納税の円滑は期せられないといふことが私も考えられますので、この点に對しては格段と政府の方で農家の必要経費その他について勘案を加へまして、苛酷なる徴税風を巻き起さないよう、十分な配慮を望みまして私の質問を終ります。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいまの法案の質疑も大体尽されたと思ひますので、この程度で質疑を打ち切られんことを望みます。

○坊委員長代理 内藤君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坊委員長代理 御異議なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。内藤友明君。

○内藤委員 ただいまの法案につきまして附帯決議をつけたいのであります。読み上げます。

昭和二十九年農業所得税については、前年に比較して急激なる増加

となる場合があることが認められるので、政府は課税の特段の考慮を払われた。

この附帯決議をつけたのであります。

○坊委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引続き本案について採決いたしました。本法草案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本法草案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、内藤君提出の本案に対する附帯決議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

この際お諮りいたします。本日審査を終了いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○坊委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○坊委員長代理 次に、本日当委員会に審査を付託されました租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題として審査に入ります。

まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。内藤友明君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の九の次に次の二条を加える。

第七条の十 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、左の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、その年分の事業所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）、市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は児童福祉法の規定に基づく療養の給付（健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。）、

助産の給付、更正医療の給付又は育成医療の給付
二 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産
三 精神衛生法又は結核予防法の規定に基づく医療
第五条の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の十一 医療法人が、各事業年度において、前条第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、当該事業年度の所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として損金に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

第七条の八第八項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の租税特別措置法第七条の十の規定は、個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、改正後の同法第七条の十一の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十八年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

○内藤委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨と内容をお説明申し上げます。

この改正の内容は、医師及び歯科医師の社会診療報酬よりなる所得に対する所得税については、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず一定率、すなわち百分の七十二をもつて必要経費とすることができるようになることである。

しこうしてこれは昭和二十九年分所得から適用しようというのであります。また法人税につきましても同様の措置を講じようというのであります。この必要経費を法定しようというのは、昭和二十六年、二十七年、所得税につきましても、政府が閣議決定をもつて行政措置で実行したこととほぼ同様であります。ただ従来のごとく行政措置をもつて実行することが法律上いさぐ問題があり、またこの問題を提起する根拠には、医療報酬の決定が必ずしも適正を得ていないといふことがありまして、数年来いさぐざが絶えないのであります。こ

う事情のもとにおきまして、さしあたり経費率を法定することがいさぐざを避けるための最も適切かつやむを得ざる処置と存するのであります。これが本案を提出する理由であります。何とぞすみやかに御決定あらんことを望みます。

○坊委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。

本法案に対する質疑は後刻に譲りまして、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時五十六分開議
○坊委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法草案については政府当局より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺主税局長。

○渡辺政府委員 お医者さんの税金の問題につきましても、問題があら

りまして、前国会におきまして相当御議論があつたことをわれ／＼も何つておりました。従いまして、われ／＼におきましても、その御議論の線に沿ひましてできるだけ適正な課税をやつて行きたいということで実は努力して参つたのでございます。それで今度のこの案を拝見いたしますと、かつて政府におきまして一応閣議の決定によつて標準率二十五ないし三十ということ

で執行して参つたのであります。ところがこの執行につきましても実は非常に

にお医者さん以外の方から相当な批判があつたわけでございます。たとえば産婆さんの所得がお医者さんの所得より多い、医者の方が税金が少いのはどういふわけだ、こ

ういふ批判を大分受けまして、われ／＼の方としましては、やはり一点単価の問題とこの問題がいろいろからみ合つてゐることは一

応承知しておりますが、税の方においてこ

ういふ措置をとるといふことは非常におもしろくない、さういふ結論を

一応得まして、さうして閣議でもいろいろ議論していただきました。そこで

二十八年度の所得決定におきましても、一応できるだけ必要経費なら必要

経費につきましてこれを適正に見て行くといふことにつきましても努力は

いたして

いたして

たしました、とにかく標準率一本でもつて云々ということは、これはもうぜひやめたいということ而努力して参つたわけでございます。その結果として、実績も見て参りますと非常にまち／＼でございます。収入金に対する所得の割合を比較して、いわゆる所得率でございますが、これを見て参りまして、たとえば二割程度のところもあれば、あるいは四割程度のところもある、やはり所得課税である限りにおきましては、収入金額から必要経費を差引いたその実際の所得というものが、よつて税を課して行くというのが、本来あるべき姿ではないかというふうにわれ／＼は思つております。従いまして、今度御提案になりましたような行き方で、たとえば収入金額がどのくらいあるが、また必要経費がどのくらいあるが、それにかかわらず一応所得に二割八分、経費は七割二分、こういうような立法をなされようとしておられるのでございますが、われ／＼の方で見ますと、所得が二割八分である人はたま／＼かまいません、そこはちやうど税法通りになるわけでありまして、三割の人、四割の人がありまして、それも二割八分、(ゼロの人があるだろう)と呼ぶ者あり、ゼロの人につきましては、それは二割八分ということになつてゐると、われ／＼もそれはほとんどないことだと思つたのです、これはやはり一応これの適用を受けることは納税者の申請にまかせてあるというより立法になつてゐるのでございまして、ゼロの方はおそらく申請をなさらないだろうということと問題が済むと思ひますが、結局全体として見ますと、やはり所得の多い人

も、少ない人も同じような率でもつて課税して行く、いわば収入金額課税というところになるわけでございます、そんな意味からしますと、どうも現在の税制の行き方といひますと、課税というものを進めて行く行き方と、いささか逆の方に行くのではないかと、こういう意味におきまして非常におかしい。それから特に法人の場合でございますが、法人の場合におきましては、われ／＼の方で調べてみますと、みんな給料を払つておられますので、経費の方は割合に多いのです。従つてこれはこういう規定をつくりましても、あまりこの適用を受ける場合もないでしやうし、また政府の従来やつて参りましたのにも、法人につきまして標準率を使つて来たというのではないわけですが、今度の法案におきましてはどういうお気持ちか、われ／＼にはよく了解できませんが、入つてゐる。大体全体として申し上げたいことは、所得税はどこまでも所得に対する課税であるべきではないか、われ／＼はその方の筋を全体として通して行くべきではないか。それを収入金額に對して一応の所得率を法定して、それより所得の率が高からうが、低からうが、とにかく持つて行く、結局収入金額課税ということになります。そういうことになりまして、昔營業税などで収入金額課税をやつて、ずいぶん非難を受けたことがありまして、大分問題が起きたのですから、その意味におきまして、われわれはどうもこの案には賛成しかねるというところだけ申し上げておきます。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました法案について、質疑を省略せられんことを望みます。す。

○坊委員長代理 内藤君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坊委員長代理 御異議なしと認めます。よつて質疑を省略することに決しました。

討論の通告があります。これを許します。内藤友明君。

○内藤委員 この暫定措置の法律に附帯決議をつけたいと思ふのであります。きわめて簡単でありますので、全部読みます。

附帯決議
本法律案は、社会診療報酬の適正化の実現までの暫定措置であるから、政府は速に之が実現をはかるよう善処せられたい。

以上であります。

○坊委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に内藤君提出の本法案に対する附帯決議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○坊委員長代理 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

この際お諮りいたします。本法律案に關する委員会の報告書の作成、提出等につきましても委員長に御一任を願

いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坊委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○坊委員長代理 決に本日当委員会に審査を付託されました昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に關する法律案及び外資に關する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として審査に入ります。まず提案者より兩案についてそれ／＼提案理由の説明を聴取いたします。井上良二君。

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に關する法律案
昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に關する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項の規定に該当する個人が、同法の施行地において給与の支払をなす者(当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和二十九年中の支給に係る給与につき提出した申告書の理由先たる給与の支払者をいう)から昭和二十九年の年末賞与(賞与のうち性質上十二月に支払を受けるべきものをいう。以下同じ)及び年末賞与の性質を有する給与(以下これらを「年末の賞与」と總称する)の支払を受ける場合において、当該年末の賞与の金額の合計額が二万四千以下であるときは、当該年末の賞与については、その金額の合計額による次の各号の区分に従ひ、当該各号に掲げる額につき所得税を課さない。

一	年末の賞与の金額の合計額が二万五千以下のもの	当該合計額
二	年末の賞与の金額の合計額が一萬五千をこえ二萬六千以下のもの	一萬五千円
三	年末の賞与の金額の合計額が一萬六千をこえ二萬七千以下のもの	二萬二千円
四	年末の賞与の金額の合計額が一萬七千をこえ二萬八千以下のもの	九千円
五	年末の賞与の金額の合計額が一萬八千をこえ二萬九千以下のもの	六千円
六	年末の賞与の金額の合計額が一萬九千をこえ二萬円以下のもの	三千円

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に昭和二十九年の年末の賞与につき所得税法第三十八条の規定により所得税の徴収が行われた場合において、当該所得税額が当該年末の賞与につき同法同条及びこの法律の規定により徴収すべき所得税額をこえるときは、そのこえる額に相當する額を、この法律の規定の適用により当該年末の賞与の全額につき所得税を課せられないこととなるときは、当該所得税額を、政令の定めるところにより、当該年末の賞与

の支払を受けた者に還付し、又は当該年末の賞与の支払を受けた者の給与所得につき徴収すべき所得税額に充当する。

○井上委員 たゞ今議題になりました昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案について同社会党を代表してその提案の趣旨と内容について御説明申し上げます。

まずこの法律案の趣旨について申し上げますと、現下の経済事情のもとにおいて、一般給与生活者の生活事情はますます窮迫しており、特に低額給与生活者の生活は非常に苦しいのであります。これら低額給与生活者の年末越年時に特に経費のかさむ事情にかんがみ、かつは年末賞与の性格をあわせ考慮し、賞与額二万円以下のものであつては、特に減免税を行い、わずかの賞与のうちからさらに税金を引去られることとすることを免れしめようとするものであります。

すなわちその内容を申し上げますと、賞与額が一萬五千円以下の場合には、その受ける賞与の全額を非課税とする。ともに、一萬五千円を越え二万円までのものについてはそれ〴〵減税の措置を講じ手取り大よそ一萬五千円が残り得るよう措置するものであります。

なお、二万円を越えるものにつきましてもでき得ればさらに軽減を行いたいのであります。財政的考慮もあり、さしあたりはこの程度にとどめようというのであります。

この法律案による税収減についてはいろいろ推算ありますが、おおむね六十億圓前後であり、これに対する措置としては法律が成立しましたなら

ば、政府において所要の措置を講ぜらるべきであり、この程度は何とか切り抜ける道もあると思つております。以上が本法律案を提出しました理由であります。

何とぞ御審議の上至急御賛成あらんことをお願いするものであります。

○坊委員長代理 柴田義男君

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八号第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業を著しく圧迫するおそれがあるを認められる場合

第十三条の二第一号中「第八号第二項第四号」を「第八号第二項第五号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第五号中「第八号第二項第四号」を「第八号第二項第五号」に改める。

附則
この法律は、分布の日から施行する。

○柴田委員 ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案について、同社会党を代表してその提案の趣旨を御説明いたします。

外資に関する法律は御案内のごとく日本経済の自主性を確立するの目的でありまして、外資の導入によりわが国特有の中小企業を著しく圧迫すべきでないことはもちろんであります。従つ

て同法第八号中に、認可の消極的基準として明確に中小企業を圧迫せざるよう措置しなければならぬと存じまして、同条第二項中第三号の「日本経済の復興に悪影響を及ぼす」とはあります。これをより具体的に明確にする意味をもちまして、第四号として「中小企業を著しく圧迫するおそれがある」と認められる場合」と入れていただき、現在の第四号を第五号といたさんとするものであります。

何とぞ本案の主旨に御理解を願つて御賛成あらんことを望みます。

○坊委員長代理 これにて提案理由の説明を終りました。両法律案に対する質疑は後刻に譲ることといたします。

○坊委員長代理 次に税制に関する件、専売事業に関する件の両件を一括議題として調査に入ります。質疑の通告がありまして、これを許します。

春日一幸君

○春日委員 専売公社の経理に関する問題について質問をいたしたいと思ひます。

今回の補正予算の中に専売公社の納付金を五十二億三千萬圓にわたつて削減をせんといたしておるのであります。これは一体どういふ理由に基いてこういふような必要を生じたものであるか、その理由についてまずもつて御説明をお願いしたいと思ひます。

○富川説明員 今回専売公社予算につきまして補正をいたしました趣旨を申し上げます。

収入の大宗をなしておりますタバコ販売代金におきまして、年度当初よりピース、光等の売れ行きが前年同期に比べて相当低下して参りまして、とうて

い予算に計上いたしましたような販売収入をあげることができない見通しが確定したものであります。その積算をいたしたのでございまして、収入のうちタバコ販売代金におきまして百二十三億三千三百萬圓、塩売渡し代金におきまして八億三千三百萬圓、その他におきまして五億四千六百萬圓、合計百三十七億一千萬圓の収入減を来す見通しが確定したものでございまして、これに對しまして支出におきましては上級品より下級品への振りかへあるいは物価下落により材料品の購入価格の引下げその他節約等によりまして、タバコ製造費におきまして二十六億五千八百萬圓、塩購入費におきまして五億三千六百萬圓の節約を見込まれました。ほか、歳入減に伴ひましてできるだけ国庫納付金の減少を防止いたしました。ために、建設及び材料費におきまして節約をいたしまして、三十億四千二百萬圓を節約し、その他タバコ消費税におきまして、タバコ売上増減に伴ひまして、府県並に市町村に對しますタバコ消費税十五億八百萬圓の減少を見込みましたので、予備費を、年度も終りに近づきましたので、必要最小限度計上することといたしまして、十七億七千萬圓を減じ、その他九千九百萬圓を減じましてこれに對処し、予備費からの振りかへ等によりまして補助金及び交付金、これは、主として塩田災害対策費でございまして六億六千六百萬圓を計上することといたしまして、支出におきまして総計八十九億四千三百萬圓の減少をいたすこととしたのであります。従ひまして予算上に対しまして、当補正予算におきましては収支差額四十七億六千七百萬圓になるのであります。前

年度よりの繰越金の使用五十億一千四百萬圓を見ることといたしまして、實際上の収支差額は九十七億八千二百萬圓に相なるのであります。これに對しまして資産増加額等の調整をいたしまして、結局国庫納付金といたしまして五十二億三千九百萬圓の減少をする。こととした次第でございまして。

○春日委員 ただいまの御説明によりましておおむねその原因がつかみかへされたと思つておりますが、これはその専売公社当局の事業計画並びに大蔵省の監督が、いかに本年度の当初予算におきましてさきさきわまるものであつたかということが、ここに暴露されたものであらうと思つてございまして。少くともその主たる収入でありますタバコの国内販売において、実に百三十億になん〴〵とするこの膨大な収入減を来すというふうなことは、一体推算にどういふ狂いを生じたものか、私はそのあまりにもさうなことに驚かざるを得ないのでございまして。この責任はまことに重大であらねばなりません。それにいたしましてこのような減収を来し、違算を来しましたこの中身について、この機会にわれ〴〵はこれを分析いたしまして、そうしてその原因が那邊にあるかということをよくつきとめて行かなければならぬと思つてございまして。

そこでわれ〴〵が資料によつていろいろ研究したところによりますと、まずこの問題の原因の第一は、ピースの値上りによるものではないかと思われるのでございまして。本年度われ〴〵社会党両派の猛烈な反対を多数の暴力によつて押し切りまして、ピースを一箇四十圓のものを四十五圓に値上げした

しました。この五円の値上りからどう
いう結果がもたらされたかと申します
と、政府並びに公社は、二十八年度の実
績に比べてわずかな販売減の見通しを
立てたのでございますが、結果的にこ
れを批判してみますと、二十八年度の
ピースが四十円であつた当時の販売実
績は実に百三十八億五千五百万本、こ
れをあなた方は五円値上りすればわず
かに八、九パーセントの減であると思
つて、これを百二十九億本に見ておつた
のでありますが、はたせるかなわれわ
れ社会党両派が推算をいたしました通
り、激減をいたしておるのでございま
して、補正予算案に示されております
数量は八十二億本、率にいたしまして
実に六二%の激減を来しておるのでご
ざいます。一〇%や二〇%の見込み違
いというものはあり得るでございまし
ようけれども、少くともこの六二%と
いうような歴大な見込み違いというこ
とは、これは断じて許されては相なり
ません。そこでさような大きな見込み
違いが現実の上に現われて参りました
からには、当然大蔵当局においても、
公社においても、これに対して何らか
の大修正をいたさなければならぬ事柄
と考へられるのでありますが、これ
に対して大蔵省並びに専売公社はど
ういふような対策を講ぜんとしておる
のであるか、まずこの一点について伺
いをいたしたいのであります。

しても、専売公社といたしましても、
遺憾に存じておるのでございます。た
だ申し上げたいことは、このような影
響が現われただけの原因ではございま
せん、たゞ／＼新聞紙上等においても
よく喧伝されましたように、アメリ
カを主としたしまして肺臓がんやタバ
コの影響というようなことが相当とり
ざたされまして、そういう関係から味
比較的軽く考えられます新生等に非常
に人氣が移行いたしましたのと、そ
の他一般的に政府の財政金融引締め政策
の浸透によりまして、経済界一般がデ
フレ的な様相を来しておるというよう
なことが、からみ合つたために起つて
来た現象と思はれるのでございまし
て、先般の国会におきましても、当委
員会において御質問がございまして、
政府におきましても、公社におきま
しても、値下げの問題を慎重に検討いた
したのでございしますが、ただ本年四月
以降のピースの新生への移行割合が毎
月増加しているような現象も考えま
すときは、どうもここで五円値下げを
いたしますことは、かえつて減収を来
すのではないか、非常に端的に申し上げ
ますと、現在ピース、光の差が十五
円でございますが、これを五円引下げ
まして十円にいたしますと、光の半分
がピースにかわらねばならぬというよ
うな数字になるのでございまして、先
ほど申しましたような、光よりもむし
ろ新生に人氣が移行しておるといふよ
うなところから見まして、新生、パツ
トからピースに消費者の嗜好が移ると
も思われませんので、第三・四半期も
終りに近づきました今日におきまし
て、歳入計画に非常に重大な影響を及

ぼすおそれのあるような、ピースの値
下げはいたすべきではないという考え
方をとつておる次第でございます。
○春日委員 監理官はただいま遺憾に
思つておると言つておられるのであり
ますが、これはただ遺憾というよう
な事柄では済まされないのでありまし
て、いろ／＼関係法令の保護を与え
て、とにかくにもこれだけの収入が
上げられるから、こういうことで一般
会計の繰入れ等につきましてもそれだ
けの予算措置が講ぜられておる。今回
五十三億何千万という歳入欠陥を来す
の余儀なきに至つたというところは、結
局それは一般の税収入をもつてこれに
充てるか、あるいは五十三億のそれぞ
れの事業を中止するか、これは一般行
財政に大きな影響を与えて参つたので
ございまして、この責任は誰にかかつ
て監理官並びに専売公社がずさんき
まらなくのごとき推算を立てたところ
に起因するのでありまして、遺憾など
のごとき言葉によつてこれは許さるべ
きではない。すべからず監理官は責任
をとつて辭職し、並びに専売公社関係
のそれ／＼の責任者は、当然国民の前
に責任をとるの態度がなければならぬ
のである。五億や三億の間違ひではな
い。実に五十三億何千万という巨大な
違算を生じて来るというところについて
は当然責任の表明のあり方があると思
ふのであります。それはそれとして後
日論ずるといたしまして、問題はあな
たは今結論的にピースがこういうよう
な売れ行きを減を来したのは、これは
アメリカの肺臓がんの宣伝等が悪影響
をもたらしたとおつておるけれども、
それは事実を曲げるものではないし
のである。なぜならば、同じ高級タバ

コの中においても光のごときは、二
十八年度の実績は二百三十二万一千五
百万本、ところが光はこの補正により
ますと、二百二十二万本、これはわず
かに一〇%の相違しか来しておりませ
ん。従いまして高級タバコに肺臓がんの
心配があつて、みんなが新生に回避し
たといふ事ならば、これは当然この
パーセンテージは、同じ六二%か、
これから隔たるところのパーセンテ
ーというものは現われては参らないと
思ふのであります。光においてはわ
かに一〇%内外の収入減であり、ピ
ースにおいては同じ高級タバコとして六
二%の販売の激減を来しておる。こう
いうことは明らかにピースの値上りが
よつてもたらしたところの影響である
と、これはありのままにその判断を下
さなければならぬと思ふのでありま
す。自説に固執するといふのは、たわ
け者のかたくなな姿でありまして、実
際間違つておるといふことであるなら
ば、これはいつ何ときでも悔い改める
にはばかることはない。自分がこうい
う推算を立てたから、そのような恐る
べき激減を来してもなおその原因が値
上げによるものでないといふような詭
弁を弄して、そして問題の責任を他
に転嫁せんとするがごときは卑怯、未
練、(笑)ちよつと変かな。いずれに
してもまことにけしからぬ判断である
のでございまして、これは私は結局値
上げがその原因であるとするならば、
こういうような結果を招いた事柄につ
いては、これは即刻修正を必要とする
と思ふのであります。

○春日委員 いずれにいたしまして
も、ただいま監理官の御説明によりま
す、まあ高級タバコが比較的ニコチ
ン毒が少いかと思はれる新生に寄せら
れたので減つて来た、こう言うのであ
れから新生のコスト並びに販売価格と
の差益金、これが一体どういふ形にな
るのであるか。いずれにいたしまして
もこのことは、一方新生にうんと消費
数量がふえても、これは結局結果にお
いてその収入額がうんと減つておるこ
とによりまして収入減を来しておると
いうことは、この補正予算の説明の中
で明らかにされておるけれども、
参考のために一つ伺つておきたいと思
ふのは、ピースは一箱について幾らも
うかるのか、新生は十本単位で幾らも
うかるのか、これも一応参考のために伺
つて次の質問に入りたいと思ひます。
○宮川説明員 製造コストと差引利益
金と申しますか、まずピースについて
申し上げますと、二十八年度の実績に
おきましては、総原価は八十四十六銭、
売渡し金額は三十六十四銭、差引二
十八円六十四銭の利益金と相なつてお
ります。二十九年度の予定金額により
ますと、総原価は九十四五十九銭二厘、
売渡し金額は四十一円四十銭でござい
まして、差引利益金は三十一円八十銭
八厘、これに對しまして新生は二十八
年度の実績におきまして、総原価は四
十四九銭七厘、売渡し金額が十八円四
十銭でございまして、差引十四円二十
銭三厘の利益金と相なつております。
新生の二十九年度の予定金額におきま
しては、総原価が四十四八十一銭四厘、
売渡し金額が十八円四十銭、差引十三
円五十八銭六厘の利益と見込んでおり
ます。

りますが、そういうような説明は、この資料によりますと実際には当つていないのでございまして、現実には光なんかは昨二十八年度の実績と比べてそんなに激減はしていない。こういうことから考えますと、この四十五円という価格そのものにいろ／＼となじみの少いものがある。つりをもちう上においても、実際売買をする上においても、さらにまた本質的にはそれだけの価格が高くなつたということ等がいろいろ錯綜いたしまして、こういう恐るべき激減をいたしておるのでございます。今お示しになりましたように、ピースが一箱売れば二十八円六十四銭というより大きな利益が納まるのであつて、これは四十円の場合にいたしまして二十八円六十四銭という利益が収まるのであります。これが新生に転換されました場合、その半額以下に下つてしまふということ等から考えまして、政府は値を高くしてなおかつ専売益金の収入が減つて来る、こういうような結果を得たといひましたならば、ひとつ大いに考へていただかなければならない。これは単なる専売公社の採算ばかりの問題ではないのであつて、専売公社が損をしながらなおかつ国民大衆は五円も高いピースを買わされておるといふこの事柄は、これは重大な事柄であります。少くともこれは三十五円に下がるということならば、専売公社の経理内容は悪くなつても、一般国民が安いタバコでその福利を受けておるといふのならば、これは埋め合わせもつく面があるわけでありませうけれども、国民が高いタバコを吸わされて、専売公社は恐るべき損害を現実に来しておる。だれもいふ結果を得ていないので

ございしますから、この際行きがかりに拘泥するといふような態度を捨てて、専売公社の経理内容をよくするためにも、さらにはまた、消費大衆の負担を軽減する立場からも、当然これはもとに復していただかなければならぬい事柄であらうと思ふのであります。どの点から考へても、またしろうとが考へてみても、私が今申し上げたことは正しい主張であると考へられるのであります。ただいま監理官の御答弁によると、速急に値下げをする意思はないように申されておりますが、少くとも国民を納得せしめるに足るような御理論でもあればともかく、ただいまおつしやつた程度の事柄では、ただせつかく値を上げたのだから、にわかに下げるというわけには参らぬというやうな、体面というやうなものに、ただ単にこだわつておる愚論でありまして、何人もこれは納得が行かないと思ふのでございします。この点についていま一応値下げに対する責任者たちの考へ方はどういふやうなものであつておるのか、御意見を承りたい。

○宮川説明員 ただいま春日先生の申されまじしたことは、まことに大所、高所からごらんになつての御意見であります。私も考へさせられる点が多いのでございします。ただこの値下げにつきましては、さしあまたつての本年度の予算執行を適正に行ひます関係から申しまして、今こゝで五円値下げいたしますことは、予算執行上に相当な影響を来すおそれがあるかと思ふのでございします。先々、今回は専売事業合理化審議会におきましても、予定原価と定価との差額を明らかにする書類を経理関係書類に付しまして、当国会においても御審議願ふことになつておりまして、定価の定め方については、税金部分としてとるべき金額をいかにするかというやうなことも念頭に置いて御審議願ふことと思われまします。私も、私どもといひましたしても、タバコの価格のきめ方につきましては、必ずしも過去の数字にとらわれず、仰せられましたやうな点も勘案して検討はいたしたいと思ひますが、ただいまのところ値下げする意思はないものと政府自身も考へております。

○春日委員 それではこの過去数箇月の実績にかんがみまして、このやうな欠損を生じたといふことは深く検討が行われると思ふのでございまして、いろいろな関係上、最もすみやかな機会にこの販売価格の改訂等について、政府並びに公社において再検討されたいという事柄でございします。そのことも強く期待をいたします。

ただ最後に申し上げたいことは、とにかくあなたの方の責任は重いのです。こゝういふ値上げをすれば、八十八億の専売益金の増収がある、こゝういふ責任ある説明に基いて、われ／＼は四十五円に値上げを承認して来た。ところが現実にはかくのごとき大違算を生じて来た以上は、われ／＼が当時四十五円の値上げに承認を与えた事柄が、これはあなた方が虚構を弄してわれ／＼を瞞着したという形になつて来ているんです。だからわれ／＼に対してあやまてる判断をせしめたといふこの責任について、あなた方はもう少し責任を負つてもらなければならぬ。われわれは当時あなた方がピースを四十五円に値上げすれば、こゝういふ六二%も販売が激減するのだ、こゝういふやうな

ことをあなた方が提案して来れば、こんな四十五円の値上げに対して、だれ一人、どんなばかやうでもこんなものに承認を与えるはずはない、ところがあなた方は五円上げればわずかに一割、ここには九割の販売減といふことが見込まれておりますが、その程度のことならばよろしかろう、こゝういふことで一部の人は承認を与えたのだ、手党といへども六十何パーセントも激減するといふことなら、いくら自由党がノーテンホワイラのばかものだつて、そんな法律に承認を与えるはずがない。どうかさういふ意味において、あなたの方の資料はこれに賛成したものに對してあやまてる資料だ、これを作偽的に出したといふ事柄であれば、政治責任は重大である、そこであなた方が出した資料が結果的に現実と間違つておるといふことがあなた方自体がわかつたならば、すみやかにこの前出した資料は間違つておつて、あなた方にたいへん間違つた判断をされたので、こゝういふ資料になつたから、どうか適当に販売価格についても再検討されたい、われ／＼が要求するよりも前に、あなたの方から進んでさういふぐあいに国会の審議を求めて来るべきはずであります。私が今質問しておるのに対して、あなた方は検討はしたけれども、今早速に値下げをする意思がないといふやうな、これまたとぼけた答弁をしておるけれども、さういふやうなことは許されないので、人を偽つて、人をあやましたしめておいて、そして結果についてはなお説教を弄しておる、その罪まことに断罪に値すると思ふのであります。いずれにいたしましてもこの問題は早速にあなた

方が検討するといふことだから、最もすみやかな機会に詮議され、そして国民の負担を軽減し一つは専売公社のその経理内容をよくすることのために、当然にして欠くべからざる措置を講ぜられたといふことを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○井上(良)委員 ちよつと専売公社の経理内容について関連して二、三質問をいたしたいと思ふが、それは専売公社の従業員がベース・アップを要求しておるに對して、公社はこれを否定をいたしておるやうであります。その理由はいかなる理由に基いておるか、監理官はこれを一体どういふやうに取扱つておるか。それからそれを否定をいたしましたために、これから専売組は公社に対する抵抗として、四割かの暇休戦術をとつて、新聞によると相当減産になつておるといふことが報道されておるが、一体全国の各工場においていかなる暇休の状態になり、その結果いかなる減産を来しておるか、これを伺いたい。

○宮川説明員 ベース・アップの問題につきましては、専売労組より公社側に対して要請がございました。これに對しましては専売公社といたしましては、一つには政府の当面とつております低物価政策あるいは貸金政策等、また民間の給与、公務員給与との均衡等を考慮いたしますとともに、御承知のやうな専売公社の収益状況でございしますので、ベース・アップには応じたいといふ旨を回答いたしました。これは調停委員会に持ち出されまして、調停委員会からは賃金引上げを来すことは適当ではないといふ趣旨の

第一類第六号 大藏委員会議録第四

昭和二十九年十二月四日

100

— — — — —

昭和二十九年十二月八日印刷

昭和二十九年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局